

国土交通省告示第千三百二十六号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第九十一条の規定により、マンション管理適正化推進センターの指定をしたので、同法第九十四条において準用する第二十八条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年八月十日

国土交通大臣 林 寛子

マンション管理適正化推進センターの名称及び主たる事務所の所在地

財団法人 マンション管理センター

東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号